

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年大磯町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「特定地域型保育事業」の次に「等」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援保育料の徴収）

第7条の2 町長は、町が設置する特定教育・保育施設において、別に定めるところにより実施する乳児等通園支援事業による乳児等通園支援を受けた乳児等の保護者等から規則で定める乳児等通園支援保育料を徴収する。

第8条中「及び前条の延長保育料」を「、第7条の延長保育料及び前条の乳児等通園支援保育料」に改める。

第11条第3項中「及び第7条の延長保育料」を「、第7条の延長保育料及び第7条の2の乳児等通園支援保育料」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月13日提出

大磯町長 池田 東一郎